

議案第 23 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会の項の次に次のように加える。

三田市住宅基本計画策定委員会	市の住宅基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
----------------	----------------------------	-------	---------------------------------------	----------------

第2条の表教育委員会の部三田市心身障害児就学指導委員会の項の次に次のように加える。

三田市特別支援教育検討委員会	市の特別支援教育のあり方に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 委員会が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
----------------	-----------------------------	-------	--	----------------

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。